

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令案に対する意見の募集（パブリック・コメント）について

令和8年2月12日（木）

1. 背景・目的

令和元年6月に動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第39号。以下「改正法」という。）が公布され、令和3年6月1日に動物取扱業者が遵守すべき飼養管理の方法等の基準が施行されました。

当該基準は、法第21条第1項（第24条の4第1項において準用する場合を含む。）に基づき環境省令で定めることとされており、第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令（令和3年環境省令第7号。以下「基準省令」という。）が令和3年4月1日に公布、同年6月1日に施行されたところです。

今般、犬猫以外の哺乳類に関する基準の具体化を行うため、基準省令の改正を行うこととしました。本件について、広く国民の皆様から御意見を募集するため、パブリック・コメントを行います。

2. 意見募集要領

（1）意見募集対象

第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令の一部を改正する省令案

（2）意見募集期間

令和8年2月12日（木）～令和8年3月13日（金）

（3）資料の入手方法

インターネットによる閲覧

電子政府の総合窓口〔e-Gov〕

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

（4）意見提出方法

電子政府の総合窓口（e-Gov）の「パブリック・コメント：意見募集案件」画面の「意見入力へ」のボタンをクリックし、「意見入力フォーム」から提出を行ってください。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public>

- ※ 本意見募集要領に基づかない、郵送、電話、FAX、電子メールによる意見提出や、連絡先不明（郵便番号・住所、電話番号及びメールアドレスのいずれも記載されていないもの。）の意見提出はお受けしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ※ 御提出いただきました御意見については、住所、氏名、連絡先等の個人情報を除き、全て公開される可能性があることを、あらかじめ御承知おきください。ただし、御意見中に、個人に関する情報であって特定の個人が識別し得る記述がある場合及び法人等の財産権等を害するおそれがあると判断される場合には、公表の際に該当箇所を伏せさせていただくこともあります。
- ※ 御意見に付記された氏名、連絡先等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。
- ※ 締切日までに到着しなかった御意見及び下記に該当する内容については無効とします。
- ・ 個人や特定の団体を誹謗中傷するような内容
 - ・ 個人や特定の団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・ 個人や特定の団体の著作権を侵害する内容
 - ・ 法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・ 営業活動等営利を目的とした内容 等
- ※ なお、御意見に対する個別の回答はいたしかねますので御了承ください。

3. 問合せ先

環境省自然環境局総務課動物愛護管理室
〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1 - 2 - 2
TEL : 03-3581-3351